

# 障害者の自立支援 に取り組んで

中西 正司（ヒューマンケア協会代表）



自立生活センターをやっておりますヒューマンケア協会の中西です。障害者サイドから高齢者の皆さんにメッセージを伝えたいと思います。これまで高齢者と障害者は縦割り社会の中で分断されてきました。そのために福祉の介護保険と障害者のサービスはまったく別立てのシステムとして動いています。

私ども自立生活センターは1986年に、八王子のヒューマンケア協会が設立されたのが第1号で、今では全国96カ所の自立生活センターが14年経った今動いております。障害者自立生活センターは障害者自身がこれまで福祉のサービスの受け手であったところから、サービスの担い手になっていこう、我々自身がサービスを提供しようということです。

日本の社会福祉は我々利用者の立場に立ったものではありません。我々が望まない施設が作られています。私のような重度の障害者は最終的にリハビリテーションが終わると施設に行くコースが用意されてしまいます。一般の社会から分離されたところでの生活を余儀なくされるというシステムができあがっています。これは我々が望むものではありません。

地域社会の中で最後まで暮らしていきたい、我々は一般社会と同じように学業を得て就職もし暮らしていきたいという考え方をもっています。私のような重度障害になった場合地域の中でどうやって暮らしていくかその方法がまったく見いだせないままできました。

そこで我々は福祉サービス自体を自分自身で作り上げていこう、社会にないものであれば仕事も自分たちで作りに出していこうというところからスタートしています。自立生活センターの理念というのは運営規約の中で運営委員の51%は障害者であること、代表、事務局長は障害者であること、そんなふうに謳っています。あくまでも当事者主体でやっていこうということです。重度の障害者が地域で暮らしていけるよう、ピアカウンセリング、自立生活プログラム、リフトサービスを障害者自身が提供しています。

介護サービスにおいては私どものセンターには400名の介護者が登録しており、年間5万時間を超えるサービスを提供しています。発足時から対象、内容、時間は全て無制限ということでサービスを行っています。利用者サイドに立てばサービスのニーズは夜中の2時

であろうが、早朝の4時であろうがトイレに行きたい人はいるわけです。サービスのニーズを受けとめていこう。我々が内容を決めるのではなく、利用者が内容を決める。

これまでの福祉は上の方から9時～5時の時間帯と定められています。しかも大変なのでトイレ・入浴の介助は無しというようなサービスが提供されてきたのがこれまでの地域社会で、これでは我々が社会参加をしようとしても9時～5時で家庭にいないければホームヘルプを受けられないことになります。我々はホームヘルパーのことを「ホーム・バウンド・ケア」、つまり「家の中に閉じこめるためのサービス」と表現してきました。

早朝の7時に介護者が来て、9時には社会参加の場において、夕方の5時までは仕事場において、そこから帰ってきて、入浴し、食事をし、夜の11時まで起きていたい。介護サービスとはその生活を守るものがサービスであろう。まったく我々の生活を無視した介護サービスが提供されるのであれば、我々自身でサービスを作ってしまう。そして地域社会の中にこういうニーズがあるんだと社会に訴えていってそれを国の制度にしていこうという考えに立ってサービスを開始しました。

そして10年たって国は我々のサービスを認めて、障害者生活支援事業を私どもの方に委託してきました。それは我々のサービスを国が認めたということです。要綱についてもどう書いたらいいか聞いてくる厚生省の官僚の「ピアカウンセリングを5行にまとめて」の依頼に私が文章を起草し、それが要綱となって国の制度となりました。

国自身が我々が作ったサービスを認めなけ

れば地域コミュニティサービスを作れなくなっている時代になっています。地域社会に適した国のサービスというのは今のところ一切ありません。官僚には施設系列で作ってきたサービスしか想像できないし、箱モノを作って職員を入れるということは誰にでもできるわけですが、我々のようにニーズに合ったサービスを作り上げていくということは国にはできません。地域にニーズがおこり、それに合ったサービスを我々が作り出し、それを国がシステムにしていくということは基本的な考え方だと思っております。

一方、高齢社会に伴い介護保険が2000年から始まりました。2005年には障害者を介護保険に組み込もうとする動きがあります。障害者サイドでは1970年代に施設での人権侵害問題が起こりまして、施設で月に40万かかるのであれば、地域社会で40万使わせろという運動が世界中で起こりました。日本でも2年間の都庁前の座り込み闘争を経て、介護者を自分自身で地域で使えるというシステムができあがりました。それが登録ヘルパー制度というシステムです。

高齢者はこれまでの人生で介助を受けたことがないという状態から今の介護保険が始まっています。これまでは憐れみの福祉という形で福祉サービスが行われてきています。高齢者にとって介護を受けることはある意味でさげすみを受けることであり、恥ずかしいことであり、それは自分にとって価値を下げることだと考えていらっしやいます。我々障害者は障害を負った時点から介護を受けなければ地域の中で暮らせません。若年で障害者になった人たちは介護を受けることが生活の基



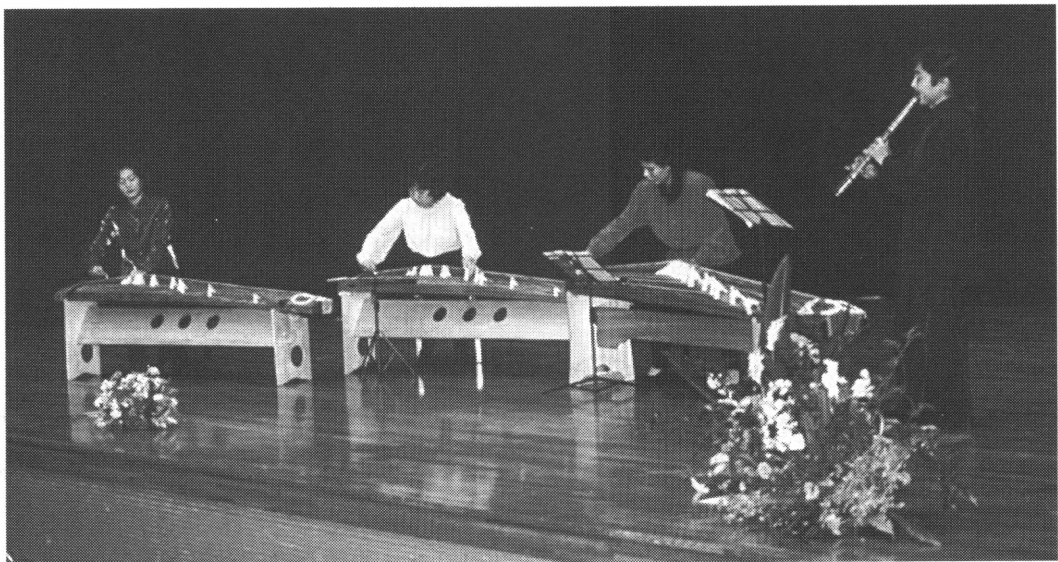
ということです。いま厚生省の中では、社会参加は単にデイケアセンターに通うこと。そこでみんなと団らんすることが社会参加の位置づけです。

その社会参加の位置づけを明確に基本法の中で改訂させることが2001年の我々の主張です。また2003年には社会福祉事業法の改正案が発効し、その時にはホームヘルプサービスは指定事業者団体を通してでなければ委託運営できなくなります。これまで我々が受けている、市役所に介助者と本人が登録すれば使える推薦ヘルパー制度は業者を通さなければ使えなくなります。高齢協が提供している介護サービス、我々が提供している介護サービス、その中で社会参加が出来るホームヘルプサービスを提供していくために、2001年から2002年にかけて社会参加の介助のモデル事業を国にやらせ、介助サービスの中で社会参加をやっても決して介助の垂れ流しにはならないことを証明したいと思っています。我々に

介助者が一日中ついていられたらプライバシーもなくて不便でしかたがない。ですからそんなに介助サービスを使い放題使う人はいないはず。必要な時間にしか介助サービスは使われないのです。一般の消費財と介護サービスは意味が違います。出来る限り最小にしようというモチベーションがもともと働くものであれば、出し放題出して使ってもらえばいいじゃないですか。

この高齢社会を変えていきたい。高齢者が誇りをもって生きられる社会を作りたい。高齢になることに恐れを抱くようなそういう社会を作ってはならないと思います。

そして、いま高齢者と障害者が協同して、障害者と共に社会参加のできる介助サービスを介護保険の中に実現し、日本の社会の中に誰もが住みやすい、誰もが誇れる日本の高齢社会を創っていきたくと思います。皆さんに連帯を呼びかけます。そして我々の運動にもご協力をお願いしたいと思います。



グループ「たまゆら」の邦楽演奏